

県立病院法人化基本方針

はじめに

少子・高齢化の進展、医療の高度化・専門化、医療制度の抜本的改革など、病院運営を取り巻く環境が大きく変化する中、県立病院（「県立総合医療センター」及び「県立こころの医療センター」をいう。以下同じ。）が、今後とも、県民ニーズに対応して安定的かつ継続的に良質な医療を提供していくためには、これまでにない抜本的な経営改革を進める必要がある。

こうした中、本県においては、平成19年12月に総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」を踏まえて昨年3月に策定した「県立病院改革プラン」において、今後の方向性として、現行の経営形態を見直し、県立病院を地方独立行政法人へ移行することとし、具体的な検討・準備を進めることとしたところである。

この基本方針は、新たに地方独立行政法人を設立するに当たり、組織や人事給与制度、財務会計等に関する基本的事項について取りまとめたものである。

県立病院のあり方について

県立病院はこれまで、生活習慣病の増加等による疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化、多様化する県民の医療需要等を踏まえ、県内の医療機関との役割分担と連携のもと、がん医療、周産期医療、精神科医療などの高度専門医療、特殊医療等の提供に取り組んできた。

今後とも、県内医療機関との連携を一層進めるとともに、県立病院として積極的な対応が求められる政策医療をはじめ、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供していくこととする。

また、医療従事者の研修受入れ等による人材の育成、臨床研究の推進、県等が行う各種医療施策への参画などを通じて本県医療の質の向上を図っていく。

法人の基本的事項について

県立病院のあり方を踏まえ、新たに設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）の基本的事項については、次のとおりとする。

1 組織に関する事項

(1) 法人の設立時期

平成23年4月1日とする。

(2) 法人化の範囲

事務の統合及び人事異動の円滑化等による組織体制の効率化を図るため、現在の県立病院を1つ法人で運営する（2病院1法人）。

(3) 法人の種別

病院を運営する法人としての対応の柔軟性や、いわゆる行政改革推進法上の要請、医療観察法の改正の動向等を踏まえ、新たに設立する法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（一般）とする。

(4) 名称

ア 法人の名称

山口県が出資し、県立病院を運営する法人であることから、法人の名称は、「地方独立行政法人山口県立病院機構」とする。

イ 病院の名称

現在県民に広く親しまれている「山口県立総合医療センター」及び「山口県立こころの医療センター」とする。

(5) 法人の所在地

病院の規模や立地条件等を考慮し、現在の県立総合医療センターの所在地とする。

(6) 法人の運営組織

病院のあり方を踏まえ、病院運営の効率化や病院間の連携を図り、各病院の特性を活かす観点から運営組織について検討する。

(7) 役員体制

ア 合議制による重要事項の決定機関として理事会を設置する。

イ 役員として、理事長1名、副理事長2名以内、理事5名以内、監事2名以内を置く。なお、病院職員との兼務について検討する。

ウ 任期については、理事長及び副理事長は4年、理事及び監事は2年とする。

2 人事給与制度に関する事項

(1) 法人の職員

病院勤務を前提として採用された職種の職員については、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人へ承継する。

県の一般行政部門との人事交流が見込まれる職種の取扱いについては、引き続き検討する。

また、病院経営、医療事務等専門的知識が必要な事務の分野については、段階的に法人が採用を行うことについて検討を進める。

(2) 勤務条件のあり方

法人への円滑な移行のため、給与及び勤務時間等については、法人移行時には県制度に準拠するとともに、法人移行後においては、医療人材の確保等の観点から、必要な検討を行う。

(3) 人事給与システム

人事管理、給与及び旅費支給関係事務に対応するため、法人において必要な人事給与システムを導入する。

3 財務会計に関する基本的事項

(1) 資産及び負債の承継

法人の業務を確実に実施するため、法人移行日の前日において現に病院事業が有する資産及び負債は、地方独立行政法人法に基づき、原則として法人に承継する。

(2) 運営費負担金

公営企業型地方独立行政法人における運営費負担金は、地方公営企業に対する一般会計からの繰出金と同趣旨であり、法人の安定的な経営基盤確保のために必要な制度である。

今後とも、県立病院に求められる政策医療をはじめ、質の高い医療を継続的に提供するため、現在の繰出基準を基本としながら、必要な財源の確保に向けて努力する。

(3) 財務会計システム

法人の経営状況の把握と業務の省力化のため、地方独立行政法人会計基準に適合した新たな財務会計システムを導入する。

4 中期目標に関する事項

(1) 中期目標の期間

4年又は5年とし、役員任期との整合も視野に入れながら検討する。

(2) その他の記載事項

県が法人に対して指示する中期目標については、県立病院のあり方を踏まえ、次の項目ごとに適切な目標を設定するよう検討を進める。

項目例

ア 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(ア) 総合医療センター

高度専門医療、特殊医療の提供
診療基盤の維持・充実
地域医療への貢献

(イ) こころの医療センター

精神科救急医療及び重症の精神障害者への対応
早期社会復帰に向けた外来医療・精神科リハビリテーションの充実
県内医療機関等との連携
医療観察法への対応
外来医療の充実

(ウ) 両病院共通

人材の確保
医療の安全性の確保
患者サービスの充実

イ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

職員への経営状況の周知と経営意識の醸成

効率的な業務運営

収益の確保と費用の節減・適正化

ウ 財務内容の改善に関する事項

エ その他業務運営に関する重要事項